

佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十号

佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部を改正する規則

佐賀県首都圏営業本部管理規則（昭和五十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「本部に」の下に「九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長及び」を加える。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「補佐し、本部に関する事務を整理する」を「補佐するとともに、次に掲げる事務を行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる事務は、本部長が指定する副本部長が行う。

第四条第二項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

- 一 本部で行う事務を整理し、本部長不在のときは、その職務を代行する。
- 二 上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長は、上司の命を受けて本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第五条の見出しを「（後閲）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「前条第三項第一号の規定により本部長の職務を代行する副本部長は、当該」に、「について」を「のうち」に、「ものは、」を「ものについて、事後」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。